

令和7年度 川南町放課後児童クラブ利用案内

令和6年9月 時点

この利用案内には、放課後児童クラブ入会及び利用に関わる重要な事項が記載されています。必ずお読みください。

※ 利用に関わる重要な事項も記載されていますので、申請後も保管をお願いします。

《目 次》

- 1 放課後児童クラブの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2ページ
- 2 児童クラブ入会申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～5ページ
- 3 利用料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
- 4 各種届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
- 5 家庭と放課後児童クラブとの連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
- 6 災害や感染症の集団感染や事件・事故時の対応・・・・・・・・・・9～10ページ
- 7 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10～13ページ
- 8 申請書類記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～15ページ

【お問合せ先】

〒889-1302

川南町大字平田2386番地3

川南町教育委員会 教育課 生涯学習係

TEL：0983-27-8020 FAX：0983-47-0503

1 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、保護者が就労や就学、病気、家族の介護等のため、放課後に家庭で面倒を見ることのできない小学校就学児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

児童クラブ室は、小学校の余裕教室を利用しており、それぞれのクラブで定員を設けています。そのため、定員を超える申請があった児童クラブにおいては、書類審査の結果、入会を待機していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 対象児童

小学校に在学する1年生から6年生までの児童です。

(3) 事業の運営

この事業の運営は、社会福祉法人に委託しています。

(4) 活動時間

- ◆平日・・・・・・・・・・・・・・・・・・下校時から午後6時まで
- ◆土曜日、長期休み期間、学校行事の振替休日・・・・午前8時から午後6時まで

(5) 休業日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆休み（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

その他、台風等の災害や、感染症の集団感染等のため、臨時に休業する場合があります。

(6) 登録期間

入会決定の日からその日の属する年度の末日（3月31日）まで、または、指定した期間です。
自動更新はありません。次年度も引き続き入会を希望される方は、新たに入会申請をしてください。

※審査の結果、待機となる場合があります。

(7) 入会解除・入会決定取消し・入会審査保留

次のような場合は、入会を解除、入会決定の取消し又は入会審査を保留とすることがありますので、ご了承ください。

- ① 放課後児童クラブ利用者負担金を滞納した場合
 - ② 就労証明書の雇用期限切れの後、更新分の就労証明書の提出がない場合
 - ③ 無断で長期間欠席があった場合
 - ④ 児童や保護者が放課後児童クラブの規則などを守らない場合
 - ⑤ 支援員の指示に従わない場合
 - ⑥ 放課後児童クラブの目的に該当しなくなった場合
- ※育児休業や仕事を辞めたなど、保護者等が面倒を見られるようになった場合

(8) その他

- ① 放課後児童クラブに関する問合せは教育委員会（TEL0983-27-8020）へお願いします。
放課後児童クラブは、適切な遊び場と生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に町が設置しています。
- ② **個別の対応が求められる児童については事前にご相談ください。**
本町の放課後児童クラブは、概ね40名程度の児童につき職員2名以上という国の基準により運営しているため、個別の見守り等は想定していません。
- ③ 宿題の確認や丸付け等は各ご家庭でお願いします。
職員の要件には、教員免許所持を含んでいないため、基本的に学習指導はできません。
そのため、児童に宿題をするよう促すことはありますが、管理はできません。
- ④ 様々な性格や特性のある児童が在籍することをご承知おきください。
川南町放課後児童クラブには、学校のようなクラス分けがありません。集団生活のためトラブルが生じることもあります。
- ⑤ 送迎は時間厳守でお願いします。
繰上開設や時間延長については、それに係る費用を利用料金に反映させる必要があるため、今のところ行う予定はありません。

2 児童クラブ入会申請手続き

(1) 児童クラブ入会申請の要件

児童クラブは、保護者が放課後に家庭で面倒を見ることができない児童を対象としているため、保護者の就労や就学等の要件があります。

- ① 保護者が就労または就学している場合
15時以降まで勤務している必要があります。ただし、長期休みのみの申請の場合はこの限りではありません。
- ② 母親が出産予定の場合
産前6週～産後8週にあたる日が属する月は、月初～月末まで利用可能です。
ただし、育児休業中は児童クラブの利用はできません。育児休業終了日の翌日が属する月から利用可能です。
- ③ 保護者が疾病等により入院または居宅療養が必要な場合
診断書や身体障害者手帳等で、疾病等の状況を確認します。
- ④ 保護者が祖父母等の介護・看護をしている場合
被介護者等の診断書や身体障がい者手帳等で、介護等が必要な状況を確認します。

(2) 提出書類

次の①、②、③及びその他該当する書類（③～⑦）を添え、入会申請児童1人につき1部ご提出ください（②～⑦は、兄弟姉妹で申請する場合、1部のみで構いません）。

口座振替を希望の方は、金融機関窓口で「口座振替依頼書」を必ず提出してください。「口座振替依頼書」は町内金融機関や川南町教育委員会にあります（利用案内には挟み込んでおりません）。

児童クラブの入会申請と「口座振替依頼書」の金融機関への提出は前後しても構いません。途中から口座振替にすることもできます。

- ① 令和7年度 児童クラブ入会申請書
- ② 誓約書
- ③ 就労証明書（就労中の同居者全員分が必要です。ただし、単身赴任で川南町以外にいる場合は就労証明書の提出は不要です。）

【その他書類】

	対象者	提出書類
就労中以外の添付書類	④ 就学中（予定）の保護者	在学証明書と、授業日数と時間が確認できるカリキュラム等の写し
	⑤ 出産予定の保護者	親子健康手帳（母親の氏名と分娩予定日が分かる部分）の写し
	⑥ 疾病・障がい等で入院・居宅療養中の保護者	診断書、身体障がい者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証及びケアプラン等の写し
	⑦ 祖父母等の介護・看護を行っている保護者	被介護者・被看護者の診断書、身体障がい者手帳等の写し

- ⑧ 保険料 1人800円

【提出書類に関する注意事項】

- ◆ 申請書は教育委員会に用意しています。また、申込期間中は各児童クラブにも設置しています。
- ◆ 書類は必ず黒のボールペンでご記入ください。鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンで記入された書類は受付できません。
- ◆ 書類に記入漏れ、押印漏れ等の不備があった場合は受付できませんのでご注意ください。
- ◆ 申請にあたっては、申請書に沿って児童の状況や保護者の就労状況等を確認させていただくことがありますので、必ず保護者の方が持参してください。
- ◆ 申請書等は、郵送での提出は受けません。町内転入予定者で、遠方にお住まいの方については生涯学習係へご相談ください。
- ◆ 就労証明書の雇用期間（就学の場合は就学期間）の期限が切れた場合、期限後2週間以内に必ず就労証明書（または、就学証明書等）の再提出が必要です。再提出が無く、入会申請中または入会待機中である場合は、入会審査にかかりません。また、仮に入会決定しても、再提出が無い場合は、入会解除または入会決定を取り消すことがあります。なお、雇用期限が切れる方々に対して、その都度、案内等はいりませんので、各自管理をお願いします。

(3) 申請受付期間、受付場所及び入会審査

集中受付期間（①・②）

① 新1年生申請受付、入会審査結果発送予定

申請受付期間	【1次受付】令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金） 【2次受付】令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）
申請受付場所	川南町教育委員会 生涯学習係（生涯学習センター1階）
申請受付時間	午前8時30分～午後5時15分
審査結果発送予定	令和7年3月中旬

② 新2年生以上の児童申請受付、入会審査結果発送予定

申請受付期間	令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）
申請受付場所	川南町教育委員会 生涯学習係（生涯学習センター1階）
申請受付時間	午前8時30分～午後5時15分
審査結果発送予定	令和7年3月中旬

③ 5月以降利用開始分（随時受付）、入会審査結果発送予定

申請受付期限	<u>利用したい月の前月15日</u> ※15日が土日祝日の場合は、直前の役場開庁日
申請受付場所	川南町教育委員会 生涯学習係（生涯学習センター1階）
申請受付時間	午前8時30分～午後5時15分
審査結果発送予定	毎月20日前後

④ 長期休み期間利用分、入会審査結果発送予定

		申請受付期限	審査結果発送予定
長期休み別	春休み	令和7年 3月14日(月)	令和7年3月下旬
	夏休み	令和7年 6月13日(金)	令和7年6月下旬
	冬休み	令和7年11月14日(金)	令和7年11月下旬
	学年末休み	令和8年 2月13日(金)	令和8年2月下旬

入会決定者は先着順ではありませんが、定員を超えた場合、学年で入会の可否について判断することがあります。また、集中受付期間以降に申込みをされた場合、低学年であっても入会できない恐れがあります。

申請児童数が、定員を超えた児童クラブについては、審査の結果、弟妹だけが入会決定し、兄姉が入会待機となることがあります。

入会待機となった後も、児童クラブの定員に空きが生じたら、入会申請者及び入会待機者の入会審査を行います。

新1年生はできる限り1次受付期間中に申請をお願いします。在校生の兄弟がいる場合は、新1年生の分と一緒にご提出いただけますが、事務処理は2月1日以降に行います。

長期休暇のみの利用や夏休みの利用等期間限定の申込みも可能な限り集中受付期間にお申し込みください。

※ 長期休み期間利用分についても、集中受付期間の申請者が優先されます。そのため、④長期休み期間利用の受付期限内であっても、集中受付の申請で定員に達した場合、入会待機となります。

申請受付期限を過ぎた場合、長期休み1日目からの利用はできないことがあります。

3 利用料等

(1) 放課後児童クラブ事業利用者負担金

入会決定日から年度末まで、放課後児童クラブ事業利用者負担金が発生します。入会通知発送後に、入会期間の各月分の納付書をまとめて送付いたしますので、各月分支払い期日をご確認いただき、期日までにお支払いください。

年度途中で退会する場合、利用者負担金は、退会届に記入した退会期日の属する月まで（日割り計算はありません）発生し、その翌月から発生しません。お手元に残った不要な納付書は破棄していただくようお願いします。

金融機関からの口座振替をご希望の方は、各金融機関へ届出をお願いします。通常利用分の利用者負担金の口座振替日は、利用する月の25日です。金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。

また、長期休み期間分の利用者負担金の口座振替日は、以下②長期休み期間等の表の口座振替予定日ですので、口座残高が不足することの無いように確認をお願いします。

なお、口座残高不足等で、口座振替が出来なかった場合には納付書で納付していただきます。

① 通常利用

月額3500円（8月は5000円） ※8月の夏休みを除いた期間のみの利用は1000円

② 長期休み期間等

区分	利用者負担金額	口座振替予定日
春休みのみ利用	1000円	令和7年 4月25日
夏休み（7月）のみ利用	1000円	令和7年 7月25日
夏休み（8月）のみ利用	4000円	令和7年 8月25日
冬休みのみ利用	1000円	令和7年12月25日
学年末休みのみ利用	1000円	令和8年 3月25日

(2) 傷害保険

入会された児童は、放課後児童クラブ専用の傷害保険に加入する必要があります。保険料については、年間掛金は、1人800円になります。

途中入会、退会、休会があっても払戻しはありません。

※入会申請提出と一緒に、お支払いください。

4 各種届出について

入会後の届出等

次のような場合は、必ず教育委員会へ速やかに届け出をしてください。
押印が必要ですので、判子をお持ちください。

届出内容	届出書類
退会するとき	『退会届』 ※利用者負担金は、記入した退会期日の属する月まで発生し、その翌月から発生しません。
入会決定を辞退するとき	『退会届』 ※入会決定後、利用期間初日までに提出がない場合、利用者負担金が発生します。
入会申請を取下げるとき	『退会届』
利用区分を変更するとき ※	『児童クラブ入会申請事項変更届』 例 通年利用⇒長期休みのみ利用
住所・姓を変更するとき	『児童クラブ入会申請事項変更届』
家族構成など家庭の状況が変わり申請者を変更するとき	『児童クラブ入会申請事項変更届』
仕事や勤務先が変わったとき 就労証明書の期限が切れたとき	『就労証明書』、『児童クラブ入会申請事項変更届』 <u>※更新分の就労証明書の提出がない場合、入会の解除、入会決定の取消し又は入会審査を保留とすることがあります。</u> ・就労証明書に記載された雇用期限が切れる場合は、必ず再提出をしてください。 ・雇用期限が切れる方々に対して、案内等を行いませんので、各自管理をお願いします。 ・勤務先の変更がない場合、『児童クラブ入会申請事項変更届』の提出は不要です。
年度中に引越しをするため、 放課後児童クラブを変更したいとき※	『児童クラブ入会申請事項変更届』、『退会届』
月初から月末まで使用しないとき	『休会届』の提出が必要になります。 (例) 5月1日～5月31日を利用しない場合

※区分変更や放課後児童クラブ変更は再審査となります。

変更希望する前月15日(土日祝日の場合は直前の役場開庁日)までに提出してください。

5 家庭と放課後児童クラブとの連絡

子どもたちを健やかに育成していくためには、家庭と放課後児童クラブが連絡を密にして、連携していくことが必要となります。

そのため、次の事項について、保護者の皆様のご協力をお願いします。

(1) 長期の欠席

長期にわたって欠席をする場合には、事前に放課後児童クラブへお知らせください。

ただし、放課後児童クラブの利用が必要なくなった場合には、退会届をご提出ください。

(2) お弁当・水筒（大きめの物）

学校の休業日、あるいは土曜日など給食がない日には、必ずお弁当と水筒を持たせてください。お弁当の中身や量は児童が完食できるものを準備してください。

水筒の中は、水またはお茶をご準備ください。

(3) 急病や事故の場合

放課後児童クラブ活動中に病気になったり、事故が起きたりした場合、応急処置はしますが、保健室などの設備がありませんので、十分な手当ではできません。この場合、保護者に連絡しますので、できるだけ早くお迎えに来てください。

(4) 放課後児童クラブの行き帰り

放課後児童クラブでは、保護者の方に送迎していただくことを基本としています。

以下の理由により保護者による送迎のない場合は、書類等の記入がありますので放課後児童クラブへご相談ください。

- 授業を終えた兄弟と一緒に帰る場合
- 申請している保護者以外の方や、他の児童の保護者が送迎をする場合
- 習い事や塾などに行く場合
- 決まった時間が来たら歩いて帰る場合

※ 1度校外に出た小学生や中学生、高校生の兄弟に児童を引き渡すことはできません。必ず保護者または、成人の代理人（高校生を除く）がお迎えにいらしてください。

6 災害や感染症の集団感染や事件・事故時の対応

台風等の災害（避難訓練時も含む）やインフルエンザなどの集団感染、事件・事故が起こった場合、放課後児童クラブが閉鎖となることがあります。

緊急に放課後児童クラブがお休みになる場合がありますので、児童には必ずご自宅の鍵を持たせるなど、日頃から一人で家に居られるよう練習をさせてください。また、保護者の方は、緊急時に必ず連絡が取れるようにしておいてください。

(1) 災害や事件・事故発生時

地震・台風等の災害時（発生の恐れがある時、避難訓練等も含む）や事件（不審者等）・事故発生時の対応は、基本的には、次のような対応となりますので、ご承知おきください。なお、各学校の判断により多少異なる場合があります。

児童のいる場所		対応
放課後児童クラブ		<p>放課後児童クラブ開設中については、状況に応じて、児童1人での帰宅や未成年の兄弟のお迎えを中止とし、保護者または成人の代理人にお迎えをお願いする場合があります。</p> <p>ただし、放課後児童クラブ活動中に、高学年児童が授業を切上げて集団下校となった場合、学校と相談のうえ、兄弟と集団下校させることがあります。</p> <p>この場合、保護者への連絡と児童の下校が前後することがあります。</p> <p>※大規模災害発生時は、避難所が開設され次第、児童は避難所へ移動することもあります。</p>
学校	<p>学校が保護者の引取りとした場合</p> <p>学校が、授業を切上げて、集団下校とした場合（避難訓練時の集団下校も含む）</p>	放課後児童クラブは閉鎖します。
	その他の場合（通常授業後、集団下校とする場合含む）	放課後児童クラブは開設しますが、状況に応じて、児童1人での帰宅や未成年の兄弟のお迎えを中止とし、保護者または成人の代理人にお迎えをお願いする場合があります。
自宅		状況に応じて放課後児童クラブを閉鎖する場合、メール等で連絡します。

(2) インフルエンザ等の集団感染発生時

インフルエンザ等の集団感染発生により学級閉鎖となった場合、学級閉鎖の期間、学級閉鎖となったクラスの児童は、放課後児童クラブを利用できません。

また、集団感染発生により学校全体が臨時休業となった場合、原則臨時休業の期間は放課後児童クラブを閉鎖します。

なお、次の感染症にかかっている児童は、放課後児童クラブを利用できません（利用できない期間については、学校の出席停止の取り扱いに準じます）。

- ①インフルエンザ ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん
- ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核 ⑨髄膜炎菌性髄膜炎 ⑩流行性角結膜炎
- ⑪急性出血性結膜炎 ⑫新型コロナウイルス感染症 ⑬その他、医師が認める感染症

7 よくある質問

(1) 欠席したい

(問1) 放課後児童クラブを休ませたいのですが？

(答え) 欠席する場合は、各児童クラブにご連絡ください。連絡がない場合、確認のため保護者の携帯電話や勤務先等へ電話させていただく場合があります。

児童が放課後児童クラブへ来所せず、学校から直接自宅へ帰宅することがありますので、ご家庭で話し合い、放課後の児童の居場所の把握をお願いします。

児童の安全のためご協力をお願いします。

- ☆中央児童クラブ 090-2431-8832
- ☆通山小児童クラブ 090-6957-9444
- ☆金鈴学園児童クラブ 0983-27-0422
- ☆多賀小児童クラブ 080-8756-7401
- ☆山本小児童クラブ 080-8437-1402

(問2) 病気で学校を休む時、放課後児童クラブも休ませたいのですが？

(答え) 放課後児童クラブの支援員にご連絡ください。連絡がない場合、確認のため保護者の携帯電話や勤務先等へ電話させていただく場合があります。

(問3) 夏休み期間中など、長期で利用しない期間があるのですが？

(答え) 長期で利用しない場合、変更届または休会届を提出していただかない限りその期間は「欠席」扱いとなります。欠席の期間中も利用者負担金が発生しますので、ご注意ください。

(2) 習い事・塾

(問1) 習い事や塾に行くため、放課後児童クラブを休むことができますか？

(答え) 休むことはできますが、支援員が事前に把握するため、申請書に内容・時間等をご記入ください。また、入会途中で習い事等に行くようになった場合も、事前に支援員にお知らせください。

(問2) サッカーを習わせています。サッカースクールの車が学校までお迎えに来るのですが、放課後児童クラブから行かせてもらえますか？

(答え) 放課後児童クラブから習い事や塾などに行くことはできますが、児童自身で、習い事や塾に行く時間を管理し、習い事の時間になったら、支援員に伝えていただくようお願いします。なお、支援員も、出来る限り習い事や塾の時間に案内するように努めますが、放課後児童クラブの状況により支援員が時間に案内できない場合がありますことをご了承ください。

(問3) 放課後児童クラブから放課後子ども教室、習い事や塾に行き、再度放課後児童クラブに帰ってくることはできますか？

(答え) 放課後児童クラブ開設中の児童の一時外出は、原則として認めておりません。放課後児童クラブから放課後子ども教室、習い事や塾などに行く場合は、終了後に放課後児童クラブに帰ることはできませんので、ご注意ください。

(3) お迎え・行き帰り

(問1) 兄・姉が高学年にいますが、兄・姉の授業が終わった後、お迎えに行かせて一緒に帰らせてもいいですか？

(答え) お兄さん、お姉さんと一緒に帰ることはできます。放課後児童クラブへ申請してください。

ただし、大規模災害時は、未成年の兄姉のお迎えを中止とし、保護者または成人の代理人にお迎えをお願いする場合があります。

(問2) 仕事が早めに終わってお迎えに行ける時は、お迎えに行ってもいいですか？

(答え) お迎えに来られる場合は、お迎えに来ていただいて大丈夫です。家族でお話ししたり、一緒に遊んだり食事をしたりする等、児童の気持ちを第一に、できる限り児童と過ごしてあげてください。

車で来られる場合、車の出入り、駐車には特に気をつけていただき、学校や他の児童に迷惑をかけないようお願いいたします。

(4) 入会・退会、夏休みなどの入会

(問1) 継続して入会したいのですが、毎年、入会申請が必要ですか？

(答え) 毎年、入会申請が必要です。

放課後児童クラブには定員があり、その年ごとに入会希望者数が異なるため、毎年申請していただき、入会を決定するようにしています。

(問2) 子どもの面倒を見ることができるようになったので、退会したいのですが？

(答え) 退会したい場合は、『児童クラブ退会届』を教育委員会へ提出してください。用紙は教育委員会にあります。その場で記入できますので、印鑑を持ってお越しください。また、入会時に保険料を納めていただいている場合、利用月分を差し引いた保険料を返還いたします。金融機関への振込となりますので、口座番号等が分かるものもお持ちください。

(問3) 育児休業中に放課後児童クラブの利用はできますか？

(答え) 利用できません。産前産後休暇期間（出産予定日6週間前から出産後8週間まで）の利用は可能です。産前産後に育児休暇を取得する場合は、退会届または休会届の提出をお願いします。

また、育児休業終了日の翌日が属する月から、利用可能です。

(問4) 春休み入会の新1年生は、入学式前日まで利用はできますか？

(答え) 入学式前日まで利用できます。開設時間は、8時～18時までとなります。

(問5) 夏休みなどの長期休み期間のみの入会はできますか？

(答え) 当初申込締め切りまでに申し込まれた方は入会できます。ただし、それ以降の申込みで定員に達していた場合、申請は受け付けますが、入会待機となることがあります。

(問6) 平日は子どもの面倒を見ることができるようになったので、土曜日と長期休み期間だけ入会したいのですが？

(答え) 曜日ごとの区分はありませんので、通年で入会されている場合は変更届等の提出は不要です。そのため、土曜日のみ利用でも、通年利用と同じ利用料となりますのでご了承ください。

(5) けが・傷害保険

(問1) 放課後児童クラブでけがをした場合、またはけがをさせた場合の治療費用はどうなりますか？

- (答え) ① 放課後児童クラブの遊具などに欠陥があったり、支援員が明らかに誤った指導をしたりしたためにけがをした場合は、川南町教育委員会、または委託先の社会福祉法人等が対応します。
- ② 児童が遊んでいて自分の不注意によりけがをした場合は、加入している傷害保険により治療費用の一部が支払われます。
- ③ 児童同士で遊んでいて、ぶつかったり、けんかしたりしてけがをした場合、当事者間で話し合ってもらいます。

記入例

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

川南町児童クラブ入会申請書 (兼登録児童台帳)

川南町教育委員会 様

〒 889-1301

住所：川南町大字 川南〇〇〇〇番地〇

保護者氏名： 川南 一郎 ㊟

電話： 0983-27-〇〇〇〇

※自署に限り押印省略可

下記児童の児童クラブへの入会を希望する場合は、川南町放課後児童健全育成事業実施要綱を遵守し、指

生年月日は和暦でご記入ください。

申込児童	ふりがな	かわみなみ たろう		学校・学年	(川南) 小学校 1 年生
	氏名	川南 太郎		希望児童クラブ	(中央) 児童クラブ
	性別	男 ・ 女		生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
利用期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1年間通しての入会希望		<input type="checkbox"/> 長期休みのみ入会希望 (<input type="checkbox"/> 春休み <input type="checkbox"/> 夏休み <input type="checkbox"/> 冬休み <input type="checkbox"/> 学年末休み)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
利用曜日	必ず利用する曜日： 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 (〇で囲んでください。)				
利用時間	平日 下校時 ~ (17) 時 (30) 分まで				
	土曜日 (8) 時 (30) 分 ~ (17) 時 (30) 分まで				
	長期休み (8) 時 (30) 分 ~ (17) 時 (30) 分まで				
家族構成 (同居家族は全員書いてください。)					
ふりがな 氏名	続柄	生年月日	勤務先・就学先	勤務・就学時間	勤務先・就労先 連絡先
かわみなみ いちろう 川南 一郎	父	T (S) ・ H ・ R 〇〇 . 〇〇 . 〇〇	株式会社 〇〇〇〇〇	8 : 00 ~ 17 : 30	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇
かわみなみ はなこ 川南 花子	母	T (S) ・ H ・ R 〇〇 . 〇〇 . 〇〇	〇〇〇店	9 : 00 ~ 17 : 00	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇
かわみなみ じろう 川南 次郎	弟	T ・ S (H) ・ R 〇〇 . 〇〇 . 〇〇	〇〇保育所	//	(〇〇〇〇)
		T ・ S ・ H ・ R			
		T ・ S ・ H ・ R			

利用時間は開所時間内をお書きください。
(8 : 00 ~ 18 : 00)
利用希望者数と専用スペースの確保のために記入していただくものなので、記入された曜日、時間以外も利用はできません。

利用理由	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等が就労している	<input type="checkbox"/> 保護者等が看護又は介護をしている
	<input type="checkbox"/> 保護者等が疾病・負傷・障害を有している	<input type="checkbox"/> 母が出産予定・直後である
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

【略図】 枠内に児童クラブから自宅までの略図を書いてください。(地図貼り付け可)

児童クラブ利用に影響のあるものをご記入ください。
(影響：その曜日は利用なし・途中抜けする など)

塾や習い事の状況				
塾の種類	習字			
曜日及び時間	水曜日 16時 ~ 17時	曜日 ~	曜日 ~	曜日 ~

【児童について】 支援員がお子さんに関わる際の参考にしますので、必ず書いてください。

児童の平熱： 36.7度	疾病： なし・あり (診断名 花粉症、卵アレルギー)
診断名が付いている障害等の有無： なし・あり	(診断名)
学校の状況： 通常学級・特別支援学級	(知的・情緒・肢体不自由・難聴)
児童の特徴等特記事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・普段はおとなしいですが、たまにかんしゃくを起こすことがあります。 ・よく腹痛を訴えるので、持たせている薬を飲ませてください。 ・迎えは主に母ですが、仕事で間に合わない場合は祖母が代わりに行くこともあります。 	

【緊急連絡先】 連絡がつきやすく、お迎えに来ることのできる順に書いてください。

① 携帯・勤務先 ()	② 携帯・勤務先 (〇〇〇店)	③ 携帯・勤務先 ()
氏名：川南 花子 続柄：母 TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	氏名：川南 花子 続柄：母 TEL：(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇	氏名：川南 太郎 続柄：父 TEL：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.〇〇.〇〇	

※メール 連絡事項等をメールで送信させていただきます。必ず書いてください。

連絡事項等をメールで送信させていただきますので、必ずご記入ください。

受付	
----	--

